

第七節 宮田用水枳改築

宮田用水枳改築および合瀬川改修

(明治十六年)

尾張北部の開拓が進むと入鹿池からの水量では多くの田畑を潤すことができなくなり、慶安元年（一六四八）木曾川水源とした水路開削が始まり三年後に完成した。これが古木津用水（合瀬川）である。

明治十六年（一八八三） 宮田用水枳改築し、明治十七年（一八八四）四月丹羽・羽栗・中島・海東・海西五郡を灌漑する宮田用水の原樋の増築を完成し、続いて合瀬川を改修した。

第八節 郷瀬川改修

郷瀬川は丹羽郡東部に發源し、水源常に氾濫して災害六郡に及んだ。舊藩の時修治を圖って果さなかつたものであったが、明治十六年（一八八三）國貞廉平が縣令となるや鋭意其の善後を策し、治愿も亦與つて大いに力があつた（岐阜県郷土偉人傳）。

新郷瀬川は、入鹿池の余剰吐き放水路として造られた人工河川で、途中で五条川へ灌漑用水を分水し、犬山の市街地近くで郷瀬川と合流した後木曾川にそそぐ。明治十九年（一八八六）にこの工事が行われている（愛知県一宮建設事務所）。



川筋の変遷とその痕跡 所載



⑩ 郷瀬川治水碑（所在地 犬山市塔野地北一丁目）



⑩ 郷瀬川治水碑（裏面）

鄉瀨川治水碑

愛知縣尾張國為地形也木曾川環其北西南方則海路接於伊勢東面之山重疊以美濃為界而中央則鷄鳴狗吠相聞而達乎四境所謂沃野千里者是也而大川之貫流其中者三曰新川曰五條曰莊內而五條新川概發源於丹羽郡之東部其源有六焉合青木田口大畔三川為鄉瀨併荒神洞半之木幼三源為五條二水之西注干木津溝者復分為二川以入乎海新川五條是也六源之暴流也丹羽東西春日井中島海東五郡百數村其被害不為鮮矣郡民憂之久矣舊藩既數建其策議不協而止明治十六年九月縣令國貞君之在任也蓋有見焉令僚屬謀橫折六源注木曾川遷延之間國貞君逝矣事將中止及勝間田君之為知事設五郡水利土功會課其費丹羽葉栗郡長松山氏管理之助以地方稅十九年二月起青木川土功此役也水道廣三十尺堤高二十四尺低六七尺長七千三百三十八尺架橋八扞砂數十水行地中達木曾川名曰鄉瀨川而議未及田口川也知事白根君襲前志更開五郡聯合村會課其費丹羽葉栗郡長戶田氏管理之亦助以地方稅適白根君轉任知事岩村君來繼其緒二十三年二月始起田口川土功先繕完鄉瀨之隄廣八九尺長三千四百九十二尺而新築大隄長三千八百八十尺遮斷田口川而開鑿橫折水道於西北隅廣十八尺長二千五百八十尺深十七八尺淺六七尺隨地高卑又接之築隄長百六十尺亦準地起伏架橋四北合于鄉瀨川隄以兼道路平坦如砥行旅便之是此二回之工事水道總計一萬五千四百五十尺而工事之周密費額之巨大莫不贊美駭嘆其勞可知也然而下流之民終得免於氾濫之害矣於戲非明治之聖澤焉得展當局諸君之驥力哉我黎民亦永享其利豈可不記其德哉五郡有志之士相謀建碑其銘曰

浩浩禹業

地官則之

分率中矩

準望適規

五郡氓隸

得其所思

龍門功遂

萬年永垂

明治二十有六年三月十五日

鈴木文拙撰 井村貫一書 鶴年刻

*石碑裏面に工事関係者名あり

工事擔任官吏及工事関係者

元愛知縣土木課長 黒川治愿

郷瀬川治水委員

江口與左衛門

加藤英治

丹羽三九郎

井上十兵衛

野村林右衛門

堀尾宗六等の記載がある。